

貿易保険委員会（委員長：森 徹・三井物産(株)財務部 プロジェクト金融第二室長）では、「貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」の可決（2015年7月）を受けて今後予定される関連政省令の改正を見据え、政省令に係る要望を取りまとめ、経済産業省貿易経済協力局貿易保険課長に提出した。

2015年7月29日

貿易保険制度における政省令に係る要望

一般社団法人 日本貿易会
貿易保険委員会
委員長 森 徹

わが国貿易保険制度につきましては、これまで様々な改善が行われておりますが、加速する経済のグローバル化、国際競争の激化等により、今後益々ビジネス環境の変化に対応する柔軟性、機能強化が求められます。

貿易保険法については、先般、第189回通常国会において「貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」¹が可決されました。これを受けて今後予定される関連政省令の改正に向け、当会貿易保険委員会では政省令に係る要望を取りまとめました。

つきましては、下記要望につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 再投資先の株式等が一部侵害された場合のカバー拡大【海外投資保険】

被保険者が所有する株式等ではなく、子会社が所有する再投資先企業の株式等が外国政府などにより収用・権利侵害等されるケースは権利侵害条項（NEXI海外投資保険約款第2条第1項第四号）にててん補することになるが、当該株式が一部奪われるケースは、事業自体が継続されることから政令に定める事由とならない。そのようなケースも含めててん補するよう改正して頂きたい。

<理由・背景>

子会社の財務諸表上で再投資先（孫会社）株式等の評価額の毀損額が確認できる場合には、

¹ 本法律案は、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）を特殊会社化するとともに、貿易再保険特別会計を廃止し、貿易保険に関する経理をNEXIに一元化することにより、貿易保険制度のより効率的かつ効果的な運営体制を整備するもの

全部又は一部侵害に拘らずカバーされることが制度趣旨に沿うと考えられる。例えば、採掘から製錬を一貫して行う資源の事業投資案件などにおいて、再投資先の株式や資産の一部侵害が想定されるリスクである。

2. 事業終了後の外国政府等による権利侵害のてん補【海外投資保険】

事業終了後(予定の事業期間満了後又は何らかの理由により予定の事業期間の途中で事業を終了した後)の外国政府等の権利侵害をてん補するよう改正して頂きたい。

<理由・背景>

電力IPP事業などの契約違反特約を付帯している案件においては、被保険投資の相手方について、事業期間内に契約違反があったことによる事業不能等が生じることが前提となっている。しかし、契約違反のタイミングとして、政府保証の不履行により事業不能等が発生したかという因果関係の点が微妙なケース(PPA等の契約上の義務の不履行により操業停止(事業不能等発生)を余儀なくされ、その後買取請求権の行使、契約違反特約の対象となる政府保証の履行請求へと進むケースなど)も考えられ、そのようなケースもカバーされることを明確化するため、そもそも事業不能等の要件の適用なく事故認定して頂きたい。

3. 最長保険期間の延長【海外投資保険】

海外投資保険の保険期間は、政令(貿易保険法施行令第33条)により15年までと定められているが、より長い期間の引き受けも可能になるように、保険期間の延長又はその措置等の改正をして頂きたい。

<理由・背景>

電力IPP事業では長期売電契約の契約期間が20年から25年であることが多いので、オフテイカーの代金支払債務の不履行を海外投資保険の契約違反リスクでカバーする場合に、現行制度では保険の更新リスクが生じてしまう。また、15年を超えるプロジェクトで出資と融資がある場合、融資部分は海外事業資金貸付保険で15年を超えて付保できるが、出資部分は海外投資保険を15年までしか付保できない点もバランスを欠くと考えられる。

4. 政令で定めるてん補事由の変更(事業の休止)【海外投資保険】

政令の要件を「一月以上の事業の休止」から「事業の休止」に変更して、約款上で事業休止が1ヵ月以上継続する場合のみてん補すると規定するなどの改正をして頂きたい。

<理由・背景>

「一月以上の事業の休止」がてん補事由であると、保険期間満了直前の1カ月を切ってから事業休止となった場合がてん補されない。併せて、事業再開前に保険期間が終了した場合、保険期間終了日以降の損失もてん補し、事業休止から再開の時期までに生じた損失全体をてん補できるように約款改定をお願いしたい。

以 上